

(判断推理)

【No.    】 ある大学で芸術学，哲学，文学についての学生の履修状況を調査したところ，次のことが分かった。これから確実にいえるのはどれか。

- 芸術学を履修した学生は 734 人である。
- 文学を履修した学生は 871 人である。
- 学生は芸術学，哲学，文学のうち必ず 1 科目以上を履修した。
- 芸術学を履修した学生は必ず哲学を履修した。
- 芸術学，哲学，文学のうち 2 科目のみを履修した学生は 634 人である。
- 哲学と文学の 2 科目のみを履修した学生数は，哲学と芸術学の 2 科目のみを履修した学生数に等しい。

1. 調査対象となった学生数は，2,000 人以上である。
2. 哲学 1 科目のみを履修した学生がいないとすれば，哲学を履修した学生は 1,051 人である。
3. 文学を履修した学生のうち，2 科目以上履修した学生は 645 人である。
4. 芸術学と哲学の 2 科目のみを履修した学生は 417 人である。
5. 哲学 1 科目のみを履修した学生数が文学 1 科目のみを履修した学生数と同じであれば，芸術学と哲学の 2 科目のうち，1 科目以上履修した学生は 1,048 人である。

(数的推理)

【No.    】 黄, 赤, 青, 緑, 白色の5個の玉を次の条件で横一列に並べるとき, 並べ方は何通りあるか。

○黄色の玉は端に置く。

○赤色の玉と青色の玉は隣り合うように置く。

○緑色の玉は中央(左右それぞれの端から三つ目)に置かない。

1. 16

2. 20

3. 24

4. 28

5. 32

【正答 2】

(資料解釈)

【No. 〃】表は、ある国の種別施設数及び利用者数を示したものである。これから確実にいえるのはどれか。

	1990年		2000年		2010年	
	施設数	利用者数 (千人)	施設数	利用者数 (千人)	施設数	利用者数 (千人)
A施設	243	28,543	298	25,325	307	26,411
B施設	201	30,291	251	21,451	265	23,221
C施設	80	13,025	103	13,872	112	14,022
D施設	101	17,294	138	15,320	121	14,893
E施設	21	3,210	48	2,934	50	2,772
計	646	92,363	838	78,902	855	81,319

- 1施設当たりの利用者数が最も多いのは1990年のD施設で、最も少ないのは2010年のE施設である。
- 1990年と2000年、2000年と2010年について比べると、利用者数が最も減少しているのは、1990年から2000年のA施設である。
- A施設とB施設の施設数の合計が全施設数に占める割合は、いずれの年も70%を超えている。
- 1990年と2000年、2000年と2010年について比べると、利用者数の減少率が最も大きいのは、2000年から2010年のE施設である。
- 1990年と2000年、2000年と2010年について比べると、施設数の増加率が最も大きいのは、1990年から2000年のD施設である。

(時 事)

【No. 〃】 国際的協力関係等に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 国連では、世界の人道危機に関し、2012年から毎年5月に世界人道サミットが開催されているが、2016年9月には、特に難民問題について話し合うため、米国のオバマ大統領とドイツのメルケル首相の呼び掛けにより初めて難民サミットが開催された。同サミットでは、各国の難民の受入れ分担の割合について取り決めたニューヨーク宣言が採択された。
2. 2015年の国連サミットにおいて、開発協力の質を維持しつつ、各国で増加する政府開発援助(ODA)を抑制するため、開発分野における国際社会共通の目標である、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択された。これは、1990年代以降に開催された主要な国際会議での開発目標をまとめたものである。
3. 各国の沿岸で津波被害が多発していることに伴い、国連加盟国に対し津波に関する意識向上を促すため、2015年の国連総会において、初めて防災に関する世界会議が開催され、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択された。その決議を契機として、我が国も同日を「津波防災の日」と定める法を整備した。
4. 我が国は、「核兵器のない世界」の実現に向け、世界各国と共同して核軍縮・不拡散の議論を行っている。2015年には、包括的核実験禁止条約(CTBT)が発効要件国44か国の批准を経て発効した。翌年、同条約に違反して核実験を行った朝鮮民主主義人民共和国に対し、国連総会において制裁措置の強化が決定された。
5. 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択されたパリ協定は、京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みである。2016年、同協定については、世界の温室効果ガス排出量の一定規模を占めていた米国と中国が批准したほか、インドや欧州連合(EU)なども批准し、同年11月に発効した。

【正答 5】

(自然)

【No. 〇】 岩石や鉱物に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. ダイヤモンドや黒鉛(石墨)は、ともに炭素からなる鉱物であるが、全く異なる結晶構造をもつ。ダイヤモンドの結晶は硬度が高いのに対し、黒鉛の結晶は硬度が低い。このように化学組成が同じでも結晶構造が異なると別の鉱物として扱われる。
2. 堆積岩のうち、流紋岩は貝殻などが集積してできたものであり、これが海底などの圧力により変成したものが大理石である。また、凝灰岩はプランクトンなどが集積してできたものであり、これが変成したものがチャートである。
3. 玄武岩は、黒雲母が広範囲で同じ温度、同じ圧力を長期間受けて生じた変成岩の一種であり、岩石の組織が粒状で緻密な結晶の集合体である。長石とは外観が似ているが、玄武岩は縦や横に割れる性質をもたないので、この性質で両者を判別できる。
4. 水晶はかんらん石が結晶化したものであり、ミョウバンは石英が結晶化したものである。これらの結晶は、一般に硬度や透明度が高いため宝石の原料となり、時計の軸受け(ベアリング)など工業用にも利用されている。
5. 火成岩のうち、安山岩は、地下でマグマがゆっくり冷えて固まった深成岩に属し、ガラス質の物質が多く含まれている。一方、花こう岩は、地表又はその近くでマグマが急速に冷えて固まった火山岩に属し、石材としては御影石<sup>みかげいし</sup>と呼ばれる。

(人 文)

【No.     】 近代の哲学者の思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. パスカルのいう「人間は考える葦である」は、人間を、一本では生きられない群生する葦にたとえることで、人間は国家や社会を離れては生きられない社会的な動物であるという考えを表したものであり、彼はこの考えをもとに、国家の成立に深くかかわる正義と友愛の徳について論じた。
2. ベーコンのいう「知は力なり」は、真理とは、実生活に役立つかどうかにかかわらず絶対的な力をもつ超越的な存在であり、先入観や偏見に満ちた自然界を観察することに意味はないとする考えを表したものである。こうした絶対的真理を重視する考えから、彼は演繹法を唱えた。
3. ルソーのいう「自然に帰れ」は、自然状態は不平等で闘争的なものであるが、政府の介入を最小限にしてそうした不平等な状態に戻ることが自由競争を生み、社会の発展につながるという考えを表したものである。この考えは、絶対王政を批判するものとして、名誉革命に影響を与えた。
4. サルトルのいう「実存は本質に先立つ」は、人間は事物のようにあらかじめ決められた本質にしたがって存在するのではなく、自らが自らの本質をつくりだしていく存在であるという考えを表したものであり、彼は、人間の自由と責任、実存の在り方を論じた。
5. ミルのいう「満足した豚であるよりも、不満足な人間であるほうがよい」は、物事に満足しきってしまうと人間は思索をやめ、本能だけで生きる愚かな存在になってしまうという考えを表したものであり、彼はこの考えを発展させ、理性によって情念や欲求を制御する禁欲主義を唱えた。

(社 会)

【No.     】 法の下での平等に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

A：明治憲法には平等原則に関する一般的な規定は設けられていなかったが、日本国憲法は、すべての国民が法の下に平等であるとの基本原則を定めるとともに、個別的に、華族制度などの貴族制度の禁止、栄典に伴う特権の禁止、教育の機会均等などの規定を設けて、平等原則を様々な面において保障している。

B：日本国憲法は、女性の地位について、個人としても家族生活でも、男女の平等を規定している。法律のレベルでは、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法が、男女の実質的平等の実現に向けた規定を設けている。また、最高裁判所は、女子の定年年齢を男子より低く定めた私企業の男女別定年制を、性別のみによる不合理な差別であるとして無効としている。

C：議員定数の不均衡の合憲性は訴訟で度々争われており、最高裁判所は、各選挙人の投票価値の平等は憲法が保障するものとの立場をとっているが、平成21年8月に施行された衆議院選挙の違憲無効が争われた訴訟においては、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮という一人別枠方式の合理性は失われていないとして合憲状態にあるとし、当該選挙を有効とした。

D：憲法の定める平等原則は原則として日本国民に適用されるものであり、日本国籍の取得には、本人と我が国社会との密接な結び付きが求められることから、国籍法は、日本国民である父と日本国民でない母の間に生まれ、生後認知を受けた非嫡出子については、その父母の婚姻が成立し、嫡出子となった場合に限り日本国籍の取得を認めている。

1. A, B
2. A, C
3. B, C
4. B, D
5. C, D